

長寿医療制度からのお知らせです

○障害認定について

一定の障害を有する方は、障害認定を申請することにより、65歳から長寿医療制度に加入することができます。新たに障害者手帳等の交付を受けられる方が長寿医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。すでに下記に該当する方の内65歳から74歳までの方で、長寿医療制度に加入される方も、後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。なお、65歳になられる1月前から申請可能です。

障害認定に該当する方

1. 障害年金等の受給者であり国民年金証書1・2級の方等
2. 身体障害者手帳1・2・3級の方及び4級の一部（音声機能・言語機能・下肢障害の一部）
3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
4. 療育手帳A1・A2の方
5. 国民年金の障害年金に該当する程度の状態にあるが、年金の裁定を受けられない方であり、身体障害者手帳の交付を受けることができない疾病の方等

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

○限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の所得の少ない方（低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当する方）は限度額適用・標準負担額減額認定証を申請することができます。この証を病院で提示すると医療費の限度額や入院時の食事代の負担額等が安くなります。この証の発行は月をまたいで遡ることができませんので、入院等される場合は、役場住民福祉課又は、由岐支所住民室まで、ご申請ください。

低所得Ⅰ

同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

低所得Ⅱ

同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）

【お問い合わせ先】 美波町役場 住民福祉課 ☎77-3614 由岐支所 住民室 ☎78-2212

年末年始役場業務のご案内

役場の一般業務は12月27日(土)から1月4日(日)まで休ませていただきます。

住民福祉課 死亡届・出生・婚姻届等の戸籍の届出は当直者が受付しますが、印鑑証明や戸籍謄抄本、住民票などの発行は取り扱いません。 火葬場は、1月1日 だけ休ませていただきます。 ゴミ収集は12月30日 まで平常どおり行います。 12月31日 から1月4日 まで休ませていただきます。 1月5日 から平常どおりです。	住民福祉課 ☎77-3613 ☎77-3614	住民室 ☎78-2212	住民室 ☎78-2211	住民室 ☎77-3615	住民室 ☎78-2211	水道課 ☎77-0210	地域振興室 ☎78-2214	休開栓の受付は役場・支所で行います。配水管の漏水などを発見しましたら役場・支所までお願いします。	日和佐公民館 ☎77-0028	諸施設の使用申込及び使用料の受領などは、当直者が行います。（8時30分から17時）	由岐公民館 ☎78-0007	12月29日 から1月4日 まで休館し、1月5日 から開館します。	日和佐図書・資料館 ☎77-2733	12月28日 から1月3日 まで休館し、1月4日 から開館します。	うみがめ博物館 ☎77-1110	12月29日 から12月31日 まで休館し、1月1日 から開館します。	ぼっぼマリオン ☎78-2933	12月30日 から1月1日 まで休館し、1月2日 から開館します。	日和佐総合体育館 ☎77-3001	12月29日 から1月4日 まで休館し、1月5日 から開館します。使用申込はできません。	由岐B&G海洋センター ☎78-0201	12月28日 から1月4日 まで休館し、1月5日 から開館します。
---	----------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-------------------	--	--------------------	---	-------------------	-----------------------------------	-----------------------	-----------------------------------	---------------------	-------------------------------------	---------------------	-----------------------------------	----------------------	--	-------------------------	-----------------------------------